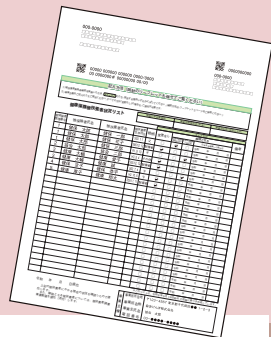


確認観点フローチャート

「被扶養者状況リスト」に記載されている方について、以下の手順で確認を行ってください。



1 資格重複確認

P.4へ

- 就職等により健康保険に入っているが、扶養解除の手続きを行っていない。
- 被扶養者状況リストに同じ名前の被扶養者が載っている。

該当者なし

該当者あり

2 同居確認

P.4へ

- P.4の続柄の図で「被保険者と同居していることが要件」の被扶養者が被保険者と別居している。

該当者なし

該当者あり

3 収入確認

P.5へ

- P.5の収入要件を超える収入が見込まれる。
※一時的な収入変動を除く

該当者なし

該当者あり

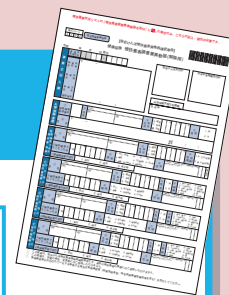
被扶養者状況リストの「変更なし」欄にチェック☑し、返信用封筒でご返送ください。

扶養解除の提出書類

P.6へ

被扶養者の解除手続きが必要です

扶養解除の提出書類



確認

既に日本年金機構へ扶養解除の手続きをされた方が被扶養者状況リスト内にいますか？

はい

いいえ

提出書類

●被扶養者状況リスト

被扶養者番号	氏名	性別	生年月日	続柄	扶養期間	扶養開始日	扶養終了日	扶養理由	備考
000111	山田 太郎	男	1980.01.01	子	1	2020.01.01	2025.03.31	健康保険被扶養者	
000112	山田 次郎	男	1980.02.02	子	1	2020.01.01	2025.03.31	健康保険被扶養者	
000113	山田 三郎	男	1980.03.03	子	1	2020.01.01	2025.03.31	健康保険被扶養者	
000114	山田 四郎	男	1980.04.04	子	1	2020.01.01	2025.03.31	健康保険被扶養者	
000115	山田 五郎	男	1980.05.05	子	1	2020.01.01	2025.03.31	健康保険被扶養者	

「日本年金機構へ届出済」にチェック☑のうえ、届出日を記入してください。

確認

日本年金機構へ電子申請を行えますか？

いいえ

確認

手続きをお急ぎですか？
※通常、提出から決定通知書の送付まで1~2カ月かかります

いいえ

はい

はい

提出書類

協会けんぽへ

●被扶養者状況リスト

被扶養者番号	氏名	性別	生年月日	続柄	扶養期間	扶養開始日	扶養終了日	扶養理由	備考
000111	山田 太郎	男	1980.01.01	子	1	2020.01.01	2025.03.31	健康保険被扶養者	
000112	山田 次郎	男	1980.02.02	子	1	2020.01.01	2025.03.31	健康保険被扶養者	
000113	山田 三郎	男	1980.03.03	子	1	2020.01.01	2025.03.31	健康保険被扶養者	
000114	山田 四郎	男	1980.04.04	子	1	2020.01.01	2025.03.31	健康保険被扶養者	
000115	山田 五郎	男	1980.05.05	子	1	2020.01.01	2025.03.31	健康保険被扶養者	

「被扶養者調査兼異動届」を添付にチェック☑してください。

●被扶養者調査兼異動届

●解除となる方の資格確認書*、
その他協会けんぽが発行する証

提出書類

日本年金機構(事務センター)へ

紙媒体で被扶養者(異動)届を送付してください。

協会けんぽへ

●被扶養者状況リスト

被扶養者番号	氏名	性別	生年月日	続柄	扶養期間	扶養開始日	扶養終了日	扶養理由	備考
000111	山田 太郎	男	1980.01.01	子	1	2020.01.01	2025.03.31	健康保険被扶養者	
000112	山田 次郎	男	1980.02.02	子	1	2020.01.01	2025.03.31	健康保険被扶養者	
000113	山田 三郎	男	1980.03.03	子	1	2020.01.01	2025.03.31	健康保険被扶養者	
000114	山田 四郎	男	1980.04.04	子	1	2020.01.01	2025.03.31	健康保険被扶養者	
000115	山田 五郎	男	1980.05.05	子	1	2020.01.01	2025.03.31	健康保険被扶養者	

「日本年金機構へ届出済」にチェック☑のうえ、届出日を記入してください。

●解除となる方の資格確認書*、
その他協会けんぽが発行する証

提出書類

日本年金機構へ

被扶養者(異動)届を電子申請してください。

協会けんぽへ

●被扶養者状況リスト

被扶養者番号	氏名	性別	生年月日	続柄	扶養期間	扶養開始日	扶養終了日	扶養理由	備考
000111	山田 太郎	男	1980.01.01	子	1	2020.01.01	2025.03.31	健康保険被扶養者	
000112	山田 次郎	男	1980.02.02	子	1	2020.01.01	2025.03.31	健康保険被扶養者	
000113	山田 三郎	男	1980.03.03	子	1	2020.01.01	2025.03.31	健康保険被扶養者	
000114	山田 四郎	男	1980.04.04	子	1	2020.01.01	2025.03.31	健康保険被扶養者	
000115	山田 五郎	男	1980.05.05	子	1	2020.01.01	2025.03.31	健康保険被扶養者	

「日本年金機構へ届出済」にチェック☑のうえ、届出日を記入してください。

●解除となる方の資格確認書*、
その他協会けんぽが発行する証

*資格確認書を紛失した場合「健康保険資格確認書回収不能届」へ記入のうえ、被扶養者(異動)届に添付してください。

「回収不能届」のダウンロードはこちら

日本年金機構 回収不能届 | 検索



よくあるご質問

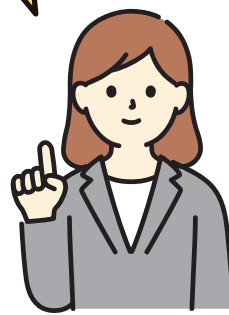
被扶養者調査兼異動届(解除用)の「扶養でなくなった日」はいつにすれば良いでしょうか。

- ①資格重複確認により扶養解除を行う場合…健康保険組合等の資格取得年月日、後期高齢者医療制度の資格取得年月日
 - ②同居確認により扶養解除を行う場合…被保険者と別居した日
 - ③収入確認により扶養解除を行う場合…就職年月日、時給が上がった日、年金額改定年月日など収入が増加した日
- ※日付が不明な場合は、申出日を記入してください。

被扶養者資格の再確認における年収要件は具体的にいつの期間で判断しますか。

今後1年間に見込まれる収入によって年収要件に該当するか確認してください。令和7年中の収入が年収要件に該当しない場合であっても、現時点の収入を年間に換算し、年収要件に該当するか否かで判断することになります。

事業主の皆さまへ



被扶養者資格の再確認とご提出のお願い

保険給付の適正化と無資格受診の防止を図るために、協会けんぽでは、「健康保険法施行規則第50条」に基づき、健康保険の被扶養者になっている方の資格確認を毎年度実施しています。
何卒ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

〈確認対象となる方〉

資格確認の対象となるのは、令和8年9月19日時点の被扶養者のうち、以下に該当する方です。

1

健康保険の資格が重複している可能性が高い方

2

同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方

3

令和7年中の課税収入額が130万円※2以上である可能性が高い方
(令和8年4月1日時点で18歳未満の方を除く)

- ※1 ①~③は令和8年6月17日~7月10日に実施したマイナンバー情報照会結果を基に抽出しております。
※2 被扶養者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する場合は、180万円。また、19歳以上23歳未満(その年の12月31日時点の年齢)の場合は、150万円(被保険者の配偶者を除く)。

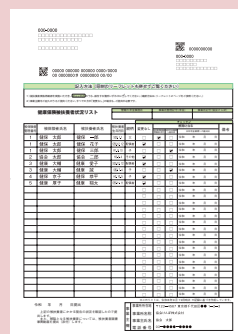
- 退職された方の被扶養者が記載されている場合、被扶養者状況リストの「日本年金機構へ届出済」にチェック☑のうえ、届出日をご記入ください。資格喪失届の手続きがお済みでなければ、必ず日本年金機構へ届け出てください。

本リーフレットとともにお送りしている主なもの

●被扶養者状況リスト

●被扶養者調査兼異動届(解除用)

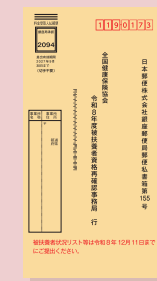
●返信用封筒



変更状況に関わらず必ず提出(毎年提出)



被扶養者資格を解除する場合提出



※被扶養者状況リストの「事業主控え」はないため、必要に応じてコピーを保管してください。

！被扶養者資格を確認し、被扶養者状況リストを必ずご提出ください。

提出期限

令和8年12月11日(金)必着

ご不明な点はホームページのAIチャットでご確認いただけます。

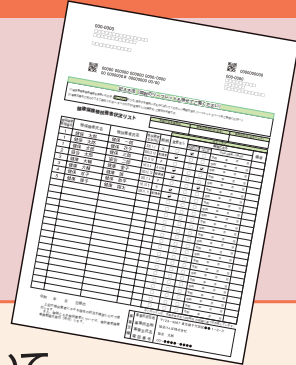
被扶養者状況リスト等の記入方法について

協会けんぽ 被扶養者資格の再確認 | 検索



確認の流れ

「被扶養者状況リスト」をご確認いただき
以下の流れで確認・記入・提出をお願いします。

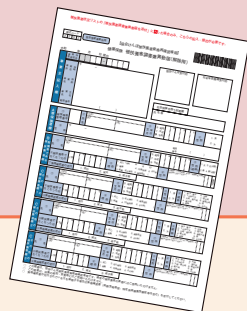


被扶養者状況リストに記載している被扶養者一人ひとりについて、
確認観点フローチャートの手順に沿って必要な確認書類を従業員に
提出してもらい、認定要件を満たしているか確認してください。

健康保険被扶養者状況リスト						管轄の年金事務所	事業所整理記号(年金)	事業所記号(協会けんぽ)
被保険者 整理番号	被保険者氏名	被扶養者氏名	被扶養者 生年月日	続柄	変更なし	チェック		備考
						引継ぎ書類(日本年金機構 受給届(交付))へ提出済	解除となる 日本年金機構への申請での届出日	
1	健保 太郎	健保 一郎	S30.1.1	父	☐	☒	☐	令和 年 月 日
1	健保 太郎	健保 花子	S56.12.12	配偶者	☒	☐	☐	令和 年 月 日
1	健保 太郎	健保 三郎	R1.9.10	子	☐	☐	☒	令和 8 年 9 月 2 4 日
2	協会 太郎	協会 二郎	H3.5.4	その他	☐	☐	☐	令和 年 月 日
3	健康 大輔	健康 愛子	S35.12.12	配偶者	☒	☐	☐	令和 年 月 日
3	健康 大輔	健康 誠	S62.7.4	子	☐	☐	☒	令和 8 年 1 0 月 2 日
4	健保 京子	健保 泰平	H2.10.5	子	☒	☐	☐	令和 年 月 日
5	健康 厚子	健康 翔太	S55.11.11	配偶者	☒	☐	☐	令和 年 月 日

詳細はP.4~5

確認の結果、
認定要件を満たしている方は、
「変更なし」欄にチェック☑します。



認定要件を満たさなかった方は、「解除となる」欄の
該当する欄にチェック☑し、被扶養者調書兼異動届(解除用)をご提出ください。

扶養解除の手続きを迅速に行うため、可能な限り電子申請により
日本年金機構へ扶養解除手続きを行ってください。

詳細はP.6

事業主欄に記入します。

事業所所在地	〒123-4567 東京都千代田区●● 1-2-3
事業所名称	協会けんぽ株式会社
事業主氏名	協会 太郎
電話番号	03-●●●●-●●●●

記入済みの被扶養者状況リスト等を返信用封筒にて郵送します。
※被扶養者資格再確認以外の書類は同封しないでください。

確認観点

①から③の順にご確認ください。

従業員へ確認を依頼する際は、協会けんぽホームページ
に掲載している「健康保険被扶養者資格再確認調査票」を
ご活用ください。

協会けんぽ 被扶養者資格の再確認 | 検索



1 資格重複確認

被扶養者が就職し、健康保険
組合等の被保険者として資格を
有していますか？

はい
扶養解除のお手続きを
行ってください。

P.6参照

同一の被扶養者の名前が
被扶養者状況リストに重複して
記載されていますか？

はい
上位に記載されている方の扶養解除の
お手続きを行ってください。なお、
下位に記載されている方の「変更なし」に
チェック☑してください。

被保険者 整理番号	被保険者氏名	被扶養者氏名	被扶養者 生年月日	続柄	変更なし
1	健保 太郎	健保 一郎	S30.1.1	父	☐
1	健保 太郎	健保 花子	S56.12.12	配偶者	☐
1	健保 太郎	健保 花子	S56.12.12	配偶者	☒

扶養解除の手続き

2 同居確認

以下の図で「被保険者と同居
していることが要件」の被扶養者が
被保険者と別居していますか？

はい
扶養解除のお手続きを
行ってください。

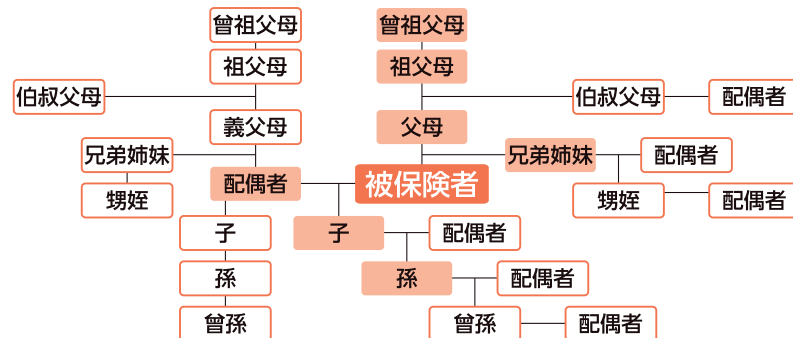
P.6参照

〈主な確認書類〉○被保険者と被扶養者の住民票 協会けんぽへ確認書類の提出は不要です

〈被扶養者となる続柄〉

被保険者と同居して
いなくてもよい人

被保険者と同居している
ことが要件の人



3 収入確認

A 同居している場合

被扶養者の年収★が130万円
未満*1で、かつ被保険者の
年収の半分未満*2ですか？

いいえ

扶養解除のお手続きを行ってください。 P.6参照
ただし、年収が130万円*1以上である場合は

C をご確認ください。

〈主な確認書類〉
○給与確認書類:直近3か月分の給与明細のコピー、離職票のコピー
○年金確認書類:直近の年金額改定(振込)通知のコピー

協会けんぽへ確認書類の提出は不要です

B 別居している場合

被扶養者の年収★が130万円
未満*1で、かつ被保険者からの
仕送り(援助)額より少ないですか？

いいえ

扶養解除のお手続きを行ってください。 P.6参照
ただし、年収が130万円*1以上である場合は

C をご確認ください。

〈仕送りの事実と仕送り額が確認できる主な確認書類〉
○送金者名・受取人名・仕送り額が確認できる預金通帳の写しや、
振込明細書/現金書留の控えの写し等 ※学生の場合は確認不要です。

協会けんぽへ確認書類の提出は不要です

C 被扶養者の年収が収入要件を
超えている場合

被扶養者の年収が
130万円*1以上である場合、
収入増加の原因が人手不足に
よる労働時間延長等に伴う
一時的なものですか？

はい

被扶養者状況リストの「変更なし」にチェック☑のう
え、「一時的な収入変動」に係る事業主の証明を添
付してください。
ただし、一時的に収入が超過している状態が3年連
続している場合は、扶養解除のお手続きを行って
ください。 P.6参照

いいえ

(年間収入が継続的に)130万円*1以上となる見込み
である場合、扶養解除のお手続きを
行ってください。 P.6参照

- *1 被扶養者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する場合は、180万円未満となります。また、19歳以上23歳未満(その年の12月31日時点の年齢)の場合は、150万円未満となります(被保険者の配偶者を除く)。
*2 被扶養者の年収が被保険者の年収の半分以上である場合は、協会けんぽが被扶養者資格を総合的に判断しますので、被扶養者状況リストへの記入は行わず、確認書類(コピー)を添付してください。確認の結果、被扶養者として認められない場合は、ご連絡いたします。

★被扶養者の年収とは？

給与収入、事業収入、地代・家賃収入などの財産収入、
老齢・障害・遺族年金などの公的年金、雇用保険の失業給付、
健康保険の傷病・出産手当金のことをいいます。

給与と所得者の場合 総収入額を年収とします。

自営業者の場合 年間総収入から必要経費*を差し引いた額とします。

*必要経費とは、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要な経費であり、それ以外の経費は差し引くことはできません。

必要経費の例

必要経費の例	製造業における原材料費、農業における肥料費等
必要経費として認められない経費の例	租税公課、旅費交通費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、減価償却費、福利厚生費、利子割引料、雑費、青色申告特別控除等